

# 令和7年度（2025年度）吹田市社会福祉法人等指導監査実施方針

## 1 はじめに

吹田市社会福祉法人等指導監査要領第7条及び吹田市社会福祉連携推進法人指導監査要領第7条の規定に基づき、令和7年度の指導監査の実施方針を次のとおり定めます。

## 2 基本的考え方について

昨今の社会福祉法人（以下「法人」という。）、社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）及び施設においては、社会福祉の中心的な担い手として利用者本位のサービス提供が強く要請されるとともに、迅速な苦情解決やサービス評価制度の受審など、サービスの質の向上と事業経営の自主性・透明性の確保を図ることが強く求められています。

そうした観点から、本市では、法人、連携推進法人及び施設が引き続き市民のニーズに応え、質の高い福祉サービスを提供できる地域の拠点として積極的な役割を果たすとともに、健全な業務・財務運営の確保が図られるよう、関係機関と連携し、指導監査を行ってきたところです。

今後も、監査をより実効性のあるものとするため、不適切事項等については、その改善状況等の確認を徹底していきます。

## 3 指導監査の実施方法について

指導監査は、実地指導監査の手法により実施することとします。なお、必要がある場合は、書面による指導監査も実施できるものとします。

## 4 指導監査の具体的取扱いについて

### （1）法人に対する指導監査の実施

法人本部の運営及び当該法人が経営する施設等の運営において、特に大きな問題が認められない法人については、指導監査を原則として3年に1回とします。

### （2）連携推進法人に対する指導監査の実施

連携推進法人の運営において、特に大きな問題が認められない法人については、指導監査を原則として3年に1回とします。

### （3）児童福祉施設等の指導監査の実施

児童福祉施設等については、原則として毎年度、指導監査を実施します。  
また、幼保連携型認定こども園については、それに準じる取扱いとします。

(4) 老人福祉施設等の指導監査の実施

老人福祉施設等については、実地あるいは書面による一般監査とします。

ただし、適正な運営が確保されている施設については、書面による一般監査、もしくは、その書面による一般監査を省略できるものとします。

(5) 新設の法人、連携推進法人及び施設等に対する初期指導の実施

新設の法人、連携推進法人及び施設等については、適正な運営に資するため、可能な限り早期に初期指導監査を実施し、必要であると認められる場合は継続的に指導します。

(6) 府内自治体との相互連携による指導監査の実施

府内自治体と共管する法人及び施設については、平素から緊密な情報交換を図る等、連携を強化した指導監査の実施に努めます。

(7) 関係事業室課等との連携による指導監査の実施

指導監査の実施に当たっては、各事業担当室課との連携を密にし、必要に応じて当該事業担当室課職員等の参画による指導監査を実施します。

(8) 介護保険事業及び障がい福祉サービス事業の指導と連携した指導監査等の実施

介護保険事業及び障がい福祉サービス事業に係る指定を受けた法人については、当該法人の運営状況に配慮した上で、効率的に実施できる場合は、事業の実地指導と併せて法人の指導監査を行います。

(9) 会計の専門家を同行させた指導監査の実施

指導監査の充実を図るため、必要に応じて会計の専門家である公認会計士の資格を有する監査員を同行させ指導監査を実施します。

(10) 利用者、家族等及び関係業者からの聴取の実施

利用者の権利擁護が図られ、適切な支援が行われているかを確認するため、必要があると認められる場合は、利用者及びその家族等に対し事情聴取を実施します。

また、不適正な会計処理が懸念される場合は、関係業者等からの事情聴取も実施します。

(11) 随時指導監査の実施

法人、連携推進法人若しくは施設の運営等に問題が発生した場合、又は利用者等の苦情、関係者からの通報、現況報告書の確認の結果等により問題が生じているおそれがあると認められる法人、連携推進法人若しくは施設については、随時指導監査を実施します。

## (12) 特別監査の実施

通常の指導監査において、指導しているにもかかわらず、正当な理由なく改善を行わない法人、連携推進法人又は施設及び不詳事案を起こした法人、連携推進法人又は施設については、特別監査を実施するものとします。

## 5 指導監査事項について

### (1) 法人監査

法人監査にあたっては、指導監査要綱で示された「指導監査ガイドライン」に基づき実施します。

- ア 評議員、理事及び監事の選任状況と構成
- イ 評議員選任・解任委員会、理事会及び評議員会の開催状況
- ウ 監事監査及び監事の理事会への出席
- エ 評議員会における決算の承認、報酬基準の決定手続き
- オ 評議員、理事及び監事への報酬の支給状況
- カ 組合等登記令に基づく登記
- キ 情報の公表
- ク 計算書類及び附属明細書の作成 等

### (2) 連携推進法人監査

連携推進法人監査にあたっては、指導監査要綱で示された「指導監査ガイドライン」に基づき実施します。

- ア 社員の構成
- イ 理事及び監事の選任状況と構成
- ウ 理事会及び社員総会の開催状況
- エ 監事監査及び監事の理事会への出席
- オ 社員総会における決算の承認、報酬基準の決定手続き
- カ 理事及び監事への報酬の支給状況
- キ 組合等登記令に基づく登記
- ク 情報の公表
- ケ 計算書類及び附属明細書の作成 等

### (3) 施設等監査

- ア 施設運営の適正化の推進
  - (ア) 適切な事業計画の策定
  - (イ) 人事管理の適正化
  - (ウ) 「設備及び運営基準」に基づく施設設備の適切な維持管理

- (エ) 感染症及び食中毒対策の確立
- イ 会計経理の適正運用
  - (ア) 社会福祉法人会計基準等に基づく会計経理及び契約
  - (イ) 内部牽制体制の確立
  - (ウ) 当期末支払資金残高（繰越金）、積立金、引当金の適正な処理
  - (エ) 保護者徴収金及び寄附金等の取扱い
  - (オ) 委託料等の弾力運用に係る適正な要件遵守及び会計処理
- ウ 安全確保対策の充実強化
  - (ア) 避難、消火訓練の実施及び非常時における地域の協力体制の確保
  - (イ) 消防用設備その他の非常災害に際しての必要な設備の整備
  - (ウ) 非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況
- エ 不祥事防止対策の確立
  - 法人・施設の会計事務処理の執行管理体制の強化、相互牽制機能の強化及び内部監査の実効性の確保、外部監査の導入
    - （建設請負契約、物品納入契約、職員給与費、食材料等の購入等）
- オ 自主的情報開示の推進
  - 法人が提供するサービスの内容、業務及び財務内容
- カ 個人情報の適正な取扱いの確保
- キ 適切な利用者支援の確保
  - (ア) 利用者の意向、希望の尊重と良好な生活環境の確保
  - (イ) 利用者の権利擁護の視点からの適切な支援の確保
  - (ウ) 虐待の未然防止や早期発見への取組
  - (エ) 利用者支援の充実
    - a 全体的な計画及び指導計画の作成及び評価
    - b 個別支援計画の策定
    - c 保育士及び保育所の自己評価
    - d 保育日誌等の整備、職員会議の実施
    - e 食事提供の充実
    - f 健康管理対策、保健・医療の確保
    - g 相談体制、保護者との連携
    - h 関係機関との連携
    - i 苦情解決、福祉サービス向上の取組
    - j 地域における子育て支援の取組
  - (オ) 事故防止の取組及び事故発生時の適切な対応

ク 必要な職員の確保と職員処遇の充実

(ア) 利用者に応じた適正な人員配置

(イ) 職員の確保及び定着化

(ウ) 労働時間の短縮等労働条件の改善

a 適正な給与体系の整備

b 労働時間と休憩等の取扱い

c 職員健康診断の適正な実施（採用時及び定期健康診断）

(エ) 職員研修等資質向上対策の推進（人権啓発、虐待防止、衛生管理に係る研修受講の推進及び伝達研修等内部研修の充実等）

## 6 改善状況の確認について

指導監査の結果、法人、連携推進法人及び施設に対し文書により改善指導を行った事項については、改善状況が確認できる資料の添付を求める等、その内容を精査します。

十分な改善が確認できない場合は、必要に応じて追加資料の提出や理事長又は施設長等から説明を求める等、改善・是正措置の徹底を図ることとします。また昨年度に引き続き、改善報告の期限遵守を求めるとともに、改善報告の状況を指導監査実施計画に的確に反映させます。